

岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規の申合せ

〔平成 21 年 7 月 1 日〕
学 長 裁 定

一部改正 平成 23 年 1 月 13 日

一部改正 平成 23 年 2 月 10 日

一部改正 平成 23 年 3 月 10 日

一部改正 平成 23 年 9 月 8 日

一部改正 平成 24 年 1 月 11 日

この申合せは、岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規（以下「内規」という。）第 8 条に基づき、岡山大学成績優秀学生奨学金（以下「奨学金」という。）及び研究奨励金に関し、必要な事項を定める。

1 第 2 条第 1 項関係

奨学金支給者数は、各学部及び法務研究科の入学定員に基づき、四捨五入により決定する。ただし、整数 1 に満たない場合は、1 とする。

2 第 3 条第 1 項第 1 号関係

一 学長が別に定める学会等一覧表（以下「学会等一覧表」という。）に記載する学会（Society等）には、学会が主催する学術大会、総会及び年会（Annual Meeting等）に相当する研究発表会等を含むものとする。

二 申請者が発表した学会等の名称が、学会等一覧表に記載のない場合は、別紙様式「岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書」を添付すること。ただし、支給の可否は、別表「研究奨励金の支給判定基準」に基づき、学生支援センター学生生活支援部会（以下「部会」という。）の審査を経て、学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において協議する。

三 前号において、支給可とされた学会等のうち、継続して開催されるものについては、原則として、学会等一覧表に加える。

四 学会等での発表が、研究チームで行われた場合は、代表して発表を行った者（筆頭者等）にのみ支給する。

五 大学院教育学研究科において音楽教育又は美術教育を専攻する者が、全国的又は国際的なコンクール（オーディションを含む。）、公募団体展及び美術館展等において、作品発表又は演奏発表を行った場合は、学会等一覧表に記載のものと同等の発表を行ったものとみなし、内規第 3 条第 2 項各号の該当区分に掲げる額を支給する。

3 第 3 条第 1 項第 2 号関係

研究能力が特に優秀であると認められた者とは、教育研究拠点の事業目的に沿った研究に補助者として従事している者のうち、特に学長が認めた者とする。

4 第 3 条第 2 項関係

内規第 3 条第 2 項第 1 号に該当する研究奨励金の支給を受けた後、同一年度内に、内

規第3条第2項第2号又は第3号に該当する申請があった場合は、当初の申請を取り下げたものとみなし、所定の手続を経て、その差額を支給する。

5 第3条第3項関係

- 一 学会等での発表時期等によって、研究奨励金の支給が発表した年度の次の年度となった場合においても、発表した年度の支給とする。
- 二 学会等の開催期間が年度をまたぐ場合は、後の年度の支給とする。

6 第4条第2項関係

申請日は、研究奨励金申請システムに所要事項を入力した後、別紙様式3を学務部学生支援課に提出し、受理された日とする。

7 第5条関係

- 一 研究奨励金の支給決定は、原則として、申請日から2月以内に行うものとする。
- 二 研究奨励金の支給等について疑義が生じた場合は、部会の審査を経て、運営委員会において協議する。

8 第6条関係

支給方法は、原則として、銀行振込とする。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年1月13日から施行する。ただし、第2項第2号に定める別紙様式「岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書」については、平成23年3月31日までは、任意様式を可とする。

附 則

この申合せは、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年9月8日から施行し、平成23年7月13日から適用する。

附 則

この申合せは、平成24年1月12日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

別紙様式

平成 年 月 日

学 長 殿

研究科長

○ ○ ○ ○ 印

岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書

下記の学生に係る研究奨励金の受給申請は、「岡山大学成績優秀学生奨学金及び研究奨励金に関する内規」第3条第1項第1号に定める「学長が別に定める学会等」に準じる学会等における研究発表であり、支給要件に該当すると判断しますので、推薦します。

記

1 推薦する学生

専攻分野等：

氏 名：

学 生 番 号：

2 発表した学会等

名 称：

開 催 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで

参 加 者 数： 人

発 表 数： 件

区 分： 国内・国外（国内開催を含む。）

3 「学長が別に定める学会等」に準じる理由

※ 学会等の沿革、位置付け等を記入する。

別表

研究奨励金の支給判定基準

- 1 ポスターセッションは，研究発表に該当するものとする。
- 2 学会等一覧表に記載する学会等に準じるものは，全国的規模又は国際的規模であり，相当数の参加者のあるものとする。（地方単位の学会等は，原則として，該当しないものとする。）
- 3 学会等一覧表に記載する学会等に準じるものは，通常の学術集会と同様に運営されているものとする。（恣意的な発表者の選抜等のないこと）
- 4 学会等一覧表に記載する学会（Society等）又は学会の下部組織である部門及び研究会等が主催又は共催する研究発表会等は，推薦書及び関連資料に基き審査の上，学会等一覧表に記載する学会等に準じるものとする。
- 5 上記に該当しない学会等は，推薦書及び関連資料を精査し，目的，運営及び規模等を慎重に審査の上，学会等一覧表に記載する学会等に準じるものとする。